

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月2日

【会社名】 ラオックス株式会社

【英訳名】 Laox CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 羅 怡文

【本店の所在の場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 (03)6852-8880

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括本部長 若林 孝太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝二丁目7番17号

【電話番号】 (03)6852-8881

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括本部長 若林 孝太郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	8,434,411,000円
第6回新株予約権	5,281,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,658,234,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使されない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月19日に提出した有価証券届出書及び2019年6月21日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当社は、2019年9月2日に四半期報告書（第44期第2四半期 自2019年4月1日 至2019年6月30日）を提出するとともに、有価証券報告書（第43期 自2018年1月1日 至2018年12月31日）の訂正報告書及び四半期報告書（第44期第1四半期 自2019年1月1日 至2019年3月31日）の訂正報告書を提出したことに伴い、また、当該書類を参照書類とするために、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

2 四半期報告書又は半期報告書

3 訂正報告書

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

<前 略>

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第44期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年4月10日関東財務局長に提出

<後 略>

（訂正後）

<前 略>

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第44期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日関東財務局長に提出

事業年度第44期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年9月2日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年4月10日関東財務局長に提出

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年9月2日関東財務局長に提出

訂正報告書(上記2の第44期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)四半期報告書の訂正報告書)を2019年9月2日関東財務局長に提出

<後 略>

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。